

婚姻届を提出されるかたへ

届出の際には、届出に来られるかたの「本人確認書類（免許証など顔写真付きの公的機関発行のもの）」と「印鑑」をお持ちください。代理のかたが来られる場合は代理のかたの本人確認書類が必要です。本籍が中能登町以外のかたは「戸籍謄本」をご持参ください。

月曜日～金曜日 8:30～17:15 は行政サービス庁舎 住民窓口課で受付しておりますが、夜間や土日祝日は総務庁舎のみ受付となります。夜間や土日祝日は書類をお預かりすることはできませんが、翌平日に審査した結果、書類に不備があった場合、その他の手続きがある場合は、後日再来庁していただくことがあります。

婚姻届を書く際には「消えるボールペン」を使用しないでください。

婚姻届提出後の戸籍謄本が発行できるようになるまでには、2週間程度かかることがあります。

次に該当するかたは手続きが必要です。

対象者	必要な手続き
婚姻後氏（姓）が変わるかた	婚姻届を提出し、氏が変わった人で個人番号カード・住民基本台帳カード等をお持ちの方は、カードを持参のうえ変更手続きが必要です。（写真が付いていない場合は、顔写真付きの公的機関発行の身分証明書などもお持ちください。） （問い合わせ先）住民窓口課 住民担当 ☎72-3132
中能登町に転入するかた	婚姻届と一緒に「転出証明書（※）」と「住民異動届」を提出してください。 （※）住民票のある役所で転出の手続きをすると交付されます。 個人番号カード・住民基本台帳カード等をお持ちの方は、カードを持参してください。（写真が付いていない場合は、顔写真付きの公的機関発行の身分証明書などもお持ちください。） 【注意】婚姻届だけでは住所は変わりません （問い合わせ先）住民窓口課 住民担当 ☎72-3132
中能登町内で住所が変わるかた	婚姻届と一緒に「住民異動届」を提出してください。 個人番号カード・住民基本台帳カード等をお持ちの方は、カードを持参してください。（写真が付いていない場合は、顔写真付きの公的機関発行の身分証明書などもお持ちください。） 【注意】婚姻届だけでは住所は変わりません （問い合わせ先）住民窓口課 住民担当 ☎72-3132
中能登町ですでに印鑑登録されているかた	婚姻届により、氏（姓）が変更になったかたで、氏（姓）で表された印鑑で登録されていたかたは登録抹消となります。印鑑登録証（カード）を返却してください。 新しい氏（姓）で登録の必要なかたは、改めて申請してください。無料で印鑑登録証（カード）をお渡しします。 （問い合わせ先）住民窓口課 住民担当 ☎72-3132
中能登町の国民健康保険に加入しているかた	住所・氏名などが変更となる場合は、新しい世帯主および変更する方の個人番号のわかるものを持参ください。新しい保険証を発行します。 配偶者が加入している社会保険などの扶養になるかた、ご自分の社会保険などに加入するかたは、喪失の手続きが必要になります。新しい保険証（加入した日がわかる証明書）と中能登町の国民健康保険被保険者証、変更前の世帯主および喪失する方の個人番号のわかるものをお持ちになって、健康保険課にお越しください。 （問い合わせ先）健康保険課 ☎72-3129